

○北本市認定農業者支援事業補助金交付要綱

令和元年6月26日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、持続可能な農業経営の推進を図るため、付加価値の高い農業の推進に取り組む認定農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定（以下「認定」という。）を受けている農業者をいう。

(2) 6次産業化 1次産業としての農畜産業と、2次産業としての加工業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する認定農業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業（認定に係る農業経営改善計画の内容に適合しているものに限る。）とする。

(1) 市内で生産する農産物の品質向上に資する事業

(2) 市内で6次産業化を推進する事業

- (3) 市内で生産された農産物等の情報発信に資する事業
- (4) 市内で生産されていない農産物又は生産が普及していない農産物の生産を推進する事業
- (5) 地域ブランド化の推進に資する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、付加価値の高い農業の推進に取り組む事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は30万円のいずれか少ない額とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付申請等に関する手続は、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号。以下「規則」という。）の規定を適用する。

(実績報告書の提出期限)

第8条 規則第9条に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業が終了した日から起算して1月を経過する日までとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。